

第 127 回 八戸市都市計画審議会 参考資料

議案第 1 号 建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設（圧縮・梱包施設）
の敷地の位置について

【議案第 1 号】

- 資料 1 建築基準法第 51 条について、手続フロー、関係法令
及び法第 51 条ただし書許可（許可の判断基準） P 1
- 資料 2 都市計画図 P 2
- 資料 3 配置図及び設置機器のイメージ図 P 3

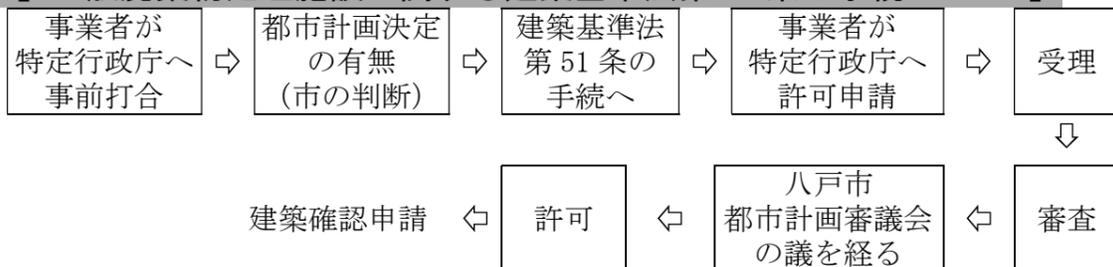
建築基準法第51条による一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の敷地の位置（特定行政庁許可）について

【 建築基準法第51条について 】

原則	都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、ごみ処理場などの都市機能上必要な施設で周辺環境に与える影響が大きい施設は、都市計画でその敷地の位置を決定したものでなければ、新築し、又は増築してはならない。
例外	ただし、特定行政庁（八戸市長）が 都道府県（市町村）都市計画審議会の議を経て その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合、この限りでない。（新築し、又は増築することが可能）

一般廃棄物処理施設
…市町村
産業廃棄物処理施設
…都道府県

【 一般廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条の手続フロー 】



【 関係法令 】

建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令

（位置の制限を受ける処理施設）

第三十条の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）**第五条第一項のごみ処理施設**（ごみ焼却場を除く。）

二 略

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

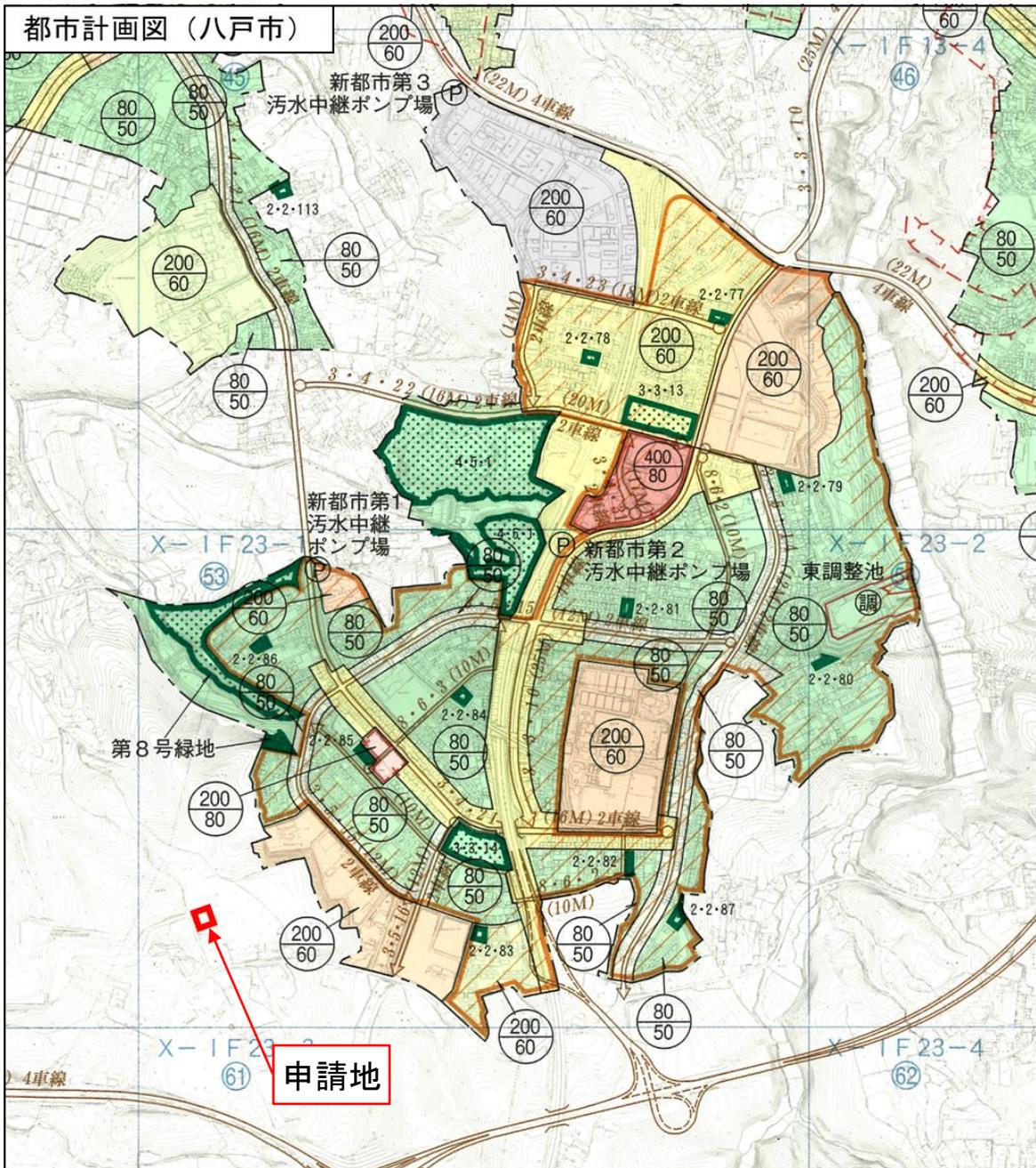
（一般廃棄物処理施設）

第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、**一日当たりの処理能力が五トン以上**（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）の**ごみ処理施設**とする。

2 略

【 法第51条ただし書許可（許可の判断基準）に基づく本計画の検討 】

	基準対象項目	基準の考え方（主な観点）	今回の計画	備考ポイントの該当ページ
都市内の位置	上位計画の位置づけ	○都道府県や市町村の上位計画の内容との整合性 ○敷地及びその周辺地域の現状及び将来的に市街化が見込まれる場所か	・第7次総合計画や都市計画マスタープランの内容から著しく乖離しない。 ・計画地は市街化調整区域のため市街化が見込まれる場所ではない。	5, 6
	都市内の一般廃棄物処理施設の配置	○廃棄物等の搬出入の効率性 ○市街地への環境影響の排除 ※市街地から隔離する等	・八戸市一般廃棄物最終処分場への通路の向かい側に位置し、主要な搬出入の道路も広く廃棄物の搬出入の効率性は良い。 ・計画地の周辺は主に森林で市街地への環境影響は少ない。	6, 7
立地区域・敷地条件	用途地域	○住宅系地域への環境影響の抑制や排除 ○用途地域の趣旨との整合	・計画地は用途地域は指定なし、区域区分は市街化調整区域に位置し、周辺に住宅はない。施設設置による騒音や振動の予測値は、現況とほぼ同じか微増で問題なし。	6
	他法令立地規制区域	○地域の景観保全や災害発生の防止 ○文化財の保護等 ※他法令による建築物立地規制	・土砂災害特別警戒区域でない。 ・埋蔵文化財の包蔵地でない。	7
	当該敷地の周辺建築物からの隔離距離	周辺市街地との位置関係の半断 ※公害防止 ※近隣紛争の未然防止	・施設設置による騒音や振動の予測値は、現況とほぼ同じか微増のため問題なし。 ・予定廃棄物は腐敗等による悪臭の発生は想定されない。	6, 7
施設計画	接道道路幅員（道路整備状況）	○廃棄物の搬出入車両の進入の可能性 ○搬出入車両の進入による地域の交通 ○生活環境への影響	・計画地は認定幅員 8.5mの市道に面しており、八戸市一般廃棄物最終処分場へと続く袋小路で交通量は少なく、交通渋滞が発生するような道路ではない。	7
	敷地の規模・形状	○廃棄物の処理活動の円滑化 ○公害防止など環境保全 ○将来の増築等への対応の必要性	・敷地は適度な広さがある。また、施設稼働による騒音や振動の敷地外への影響は問題ないと考えられる。	9, 10 14, 15
交通処理	駐車場の確保	○路上駐車等により周辺の交通に支障をきたすおそれがないか	・敷地内には駐車場が設けられているほか待避する場所もあることから周辺道路が渋滞することはない。	9, 10
	搬出入経路・ルート	○施設で処理する廃棄物の搬出入車両の通行による騒音・振動等の公害発生 ○交通事故等の未然防止	・車両は1日5,6台の予定で車両総重量8トン未満の中型車。走行による騒音や振動の影響は少ない。また、敷地出入口は見通しが確保されている。	7, 8
	交通量	○市街地内の特定の道路や交差点における施設への搬出入車両による交通渋滞や交通事故の発生を未然に防止	・計画地は認定幅員 8.5mの市道に面しており、八戸市一般廃棄物最終処分場へと続く袋小路で交通量は少なく、交通渋滞が発生するような道路ではない。	7, 8



凡例

	: 第一種低層住居専用地域		: 準工業地域		: 防火地域
	: 第二種低層住居専用地域		: 工業地域		: 準防火地域
	: 第一種中高層住居専用地域		: 工業専用地域		: 臨港地区
	: 第二種中高層住居専用地域		: 無指定		: 公園・緑地・墓園
	: 第一種住居地域		: 市街化区域		: ポンプ場
	: 第二種住居地域		: 特別用途地区		: 地区計画
	: 準住居地域		: 高度地区		
	: 近隣商業地域		: 高度利用地区		
	: 商業地域		: 土地区画整理事業区域		

